

大阪狭山市監査委員告示第2号

地方自治法第199条第7項の規定による公の施設の指定管理者監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により公表します。

平成27年(2015年)2月24日

大阪狭山市監査委員
北井末廣
薦田育子

公の施設の指定管理者監査結果報告書

1 監査の対象、範囲及び実施期間

監査の対象	監査の範囲	監査の実施期間
(施設) 大阪狭山市立心身障害者福祉センター及び母子福祉センター (指定管理者) 社会福祉法人 大阪狭山市社会福祉協議会	平成26年4月1日から 同年9月30日まで	平成26年10月6日から 同月24日まで

なお、監査の対象施設は、平成26年10月1日から「大阪狭山市立心身障害者福祉センター及び母子・父子福祉センター」に名称変更している。

2 監査の方法

大阪狭山市立心身障害者福祉センター及び母子福祉センターの管理に係る出納・その他の事務が適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼とし、指定管理者から提出された出納関係帳票その他関係書類に基づいて帳簿突合等を行うとともに、担当者からの聞き取り、質疑を加える等の方法で監査を実施した。

また、所管部局である保健福祉部福祉グループの指定管理者制度に係る事務の執行について、同グループから提出された関係書類に基づいて監査を実施した。

3 監査の結果等

(1) 指定管理の概要

指定管理者	社会福祉法人大阪狭山市社会福祉協議会
指定期間	平成26年4月1日から平成31年3月31日まで
所管部局	保健福祉部福祉グループ
指定管理料	3,178,000円(平成26年度)
利用料金制の採用	なし

(2) 施設等の概要

名称	大阪狭山市立心身障害者福祉センター及び母子福祉センター
所在地	大阪狭山市今熊一丁目85番地
設置年月日	昭和53年4月1日
設置目的	心身障害者の福祉及び母子家庭の福祉の向上を図るため、また、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため。
事業内容	障がい者に関する事業 ア 相談事業

- イ 障がい者関係福祉団体等に対する援助等
- 母子に関する事業
- ア 生活相談
- イ 健康相談
- ウ 生業及び就労の指導
- エ レクリエーション等の実施
- オ 母子福祉関係団体等に対する援助等

施設の利用者数 7,252人(平成26年4月から同年9月末まで)

(3) 指定管理者の概要

所在地 大阪狭山市今熊一丁目85番地
設立年月日 昭和35年1月1日
役員数及び職員数等 会長1名、副会長2名、常務理事1名、理事11名、
監事2名、職員41名(嘱託、アルバイト等含む。)

(4) 監査の結果

社会福祉法人大阪狭山市社会福祉協議会が行う上記施設の管理に係る出納その他の事務及び所管部局である保健福祉部福祉グループの指定管理者制度に係る事務については、関係法令等に従い概ね適正に執行されているものと認められた。

今後も引き続き適正な事務の執行に努められたい。